

2024年診療報酬改定に伴う加算等について

●医療情報取得加算

当院は保険証、資格確認書での資格確認の他、オンライン資格確認も行っております。当院を受診する患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要に応じて診療情報を取得・活用して診療を行います。

●時間外加算

夜間・早朝加算

下記の時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、夜間・早朝等加算として50点を診察料に加算させていただきます。

平日:18時以降 土曜日:12時以降

●明細書の発行状況に関する事項

平成31年2月

国分寺ウーマンズクリニック

保険診療時の「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成31年2月14日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行することといたしました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成31年2月14日より、明細書を無料で発行することといたしました。発行を希望される方は、受付までお申し付け下さい。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書発行を希望された方は、受付までお申し付けください。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の4分の1を患者様が負担する仕組み（選定療養）が導入されます。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力のほどお願いいたします。